# 令和７年４月定例教育委員会議事日程

日時　令和７年４月１０日（木）
　　午後３時開議
場所　市川市役所第２庁舎　大会議室

１　開会

２　会議成立の宣言

３　議事日程の決定

４　報告第1号　市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

　報告第2号　市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

　報告第3号　市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について

　報告第4号　市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について

　報告第5号　市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

５　閉会

# 令和７年４月定例教育委員会提出議案


| | | | |
|---|---|---|---|
| 報告第1号 | 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 教育総務課 | 1 |
| 報告第2号 | 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について・・・・・・ | 教育総務課 | 5 |
| 報告第3号 | 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・・ | 教育総務課 | 7 |
| 報告第4号 | 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 教育総務課 | 23 |
| 報告第5号 | 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・ | 義務教育課 | 35 |

報告第１号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和７年３月２７日に別紙のとおり、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年４月１０日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

市川市教育委員会規則第３号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和３９年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号の表中「介助員」を「特別支援教育支援員」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr>
<td>
（職員の職及び職務）<br>
第４条　前条の職員の職又は職種及び職務は、次のとおりとする。<br>
⑴　（略）<br>
⑵　市費負担職員
<table>
<tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務員</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>介助員</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２～４　（略）
</td>
<td>
（職員の職及び職務）<br>
第４条　前条の職員の職又は職種及び職務は、次のとおりとする。<br>
⑴　（略）<br>
⑵　市費負担職員
<table>
<tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務員</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>特別支援教育支援員</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２～４　（略）
</td>
</tr>
</table>

報告第２号

市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和７年３月２７日に別紙のとおり、市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年４月１０日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

# 令和7年4月1日　市川市教育委員会事務局等職員異動表（7級職以上）

1. 退職した職員

| 所　属 | 職名 | 氏名 |
|---|---|---|
| 教育委員会 | 教育次長 | 小倉　貴志 |
| 生涯学習部 | 次長 | 六郷　真紀子 |

2. 役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員

| 旧　所　属 | | 氏名 | 新　所　属 |
|---|---|---|---|
| 所　属 | 職名 | | |
| 生涯学習部 | 部長 | 板垣　道佳 | 教育振興部　生涯学習振興課　西部公民館長 |
| 教育施設課 | 課長 | 竹林　英介 | 街づくり部　空家対策課長 |
| 社会教育課 | 課長 | 渡邊　雅直 | 市民部　市民課 |
| 学校教育部 | 部長 | 藤井　義康 | 市川市立第二中学校長 |
| 義務教育課学校安全安心対策担当室 | 担当室長 | 大熊　和男 | 市川市立妙典中学校長 |
| 学校環境調整課 | 課長 | 三浦　将之 | 選挙管理委員会事務局　次長 |
| 指導課 | 課長 | 関原　一久 | 市川市立真間小学校長 |
| 就学支援課 | 課長 | 生澤　治 | 保健部　国保年金課長 |
| 保健体育課 | 課長 | 清水　秀峰 | 市川市立鶴指小学校長 |
| 教育センター | 所長 | 横田　礼名 | 市川市立新浜小学校長 |

3. 教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員

| 新　所　属 | | 氏名 | 旧　所　属 |
|---|---|---|---|
| 所　属 | 職名 | | |
| 教育振興部 | 部長 | 根本　泰雄 | 経済観光部　部長 |
| | 次長 | 品川　貴範 | 環境部　次長 |
| | 次長 | 中崎　士 | スポーツ部　次長 |
| 教育政策課 | 課長 | 近藤　政人 | 市川市立宮田小学校長 |
| 教育施設課 | 課長 | 石川　元浩 | 文化国際部　文化施設課長 |
| 生涯学習振興課 | 課長 | 舘野　裕之 | 生涯学習部　青少年育成課長 |
| 生涯学習振興課 | 副参事 | 西脇　紘志 | 総務部　職員課 |
| 学校教育部 | 部長 | 池田　淳一 | 学校教育部　次長 |
| | 次長 | 小林　義行 | 学校教育部　義務教育課長 |
| 義務教育課 | 課長 | 森角　有和 | 市川市立新浜小学校長 |
| 指導課 | 課長 | 吉野　貴子 | 市川市立新井小学校長 |
| 保健体育課 | 課長 | 坂井　創一 | 保健部　保健センター健康支援課長 |
| 教育センター | 所長 | 寺田　啓子 | 市川市立福栄小学校長 |

報告第３号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和７年３月３１日に別紙のとおり、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年４月１０日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

市川市教育委員会規則第４号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

（市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第１条　市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成３０年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「人事課人材育成担当室」を「人事課」に、「幼保施設計画課」を「こども施策課」に改める。

第４条の表中「幼保施設計画課」を「こども施策課」に改める。

（市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正）

第２条　市川市教育委員会事務局等組織規則（昭和５３年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 教育振興部 | 教育総務課 |
| | 教育政策課 |
| | 教育施設課 |
| | 生涯学習振興課 |
| | 文化財課 |
| | 図書館課 |
| 学校教育部 | 義務教育課 |
| | 指導課 |
| | 保健体育課 |
| | 学校地域連携推進課 |

第３条第２項中「義務教育課に学校安全安心対策担当室を置く」を「当該課に担当室を置くことができる」に改め、同条第３項中「又は課」を「、課又は当該教育機関の組織」に改め、同項の表中

「

| | |
|---|---|
| 教育センター | 学校教育部 |
| 少年センター | |

を

」

「

| | |
|---|---|
| 教育センター | 学校教育部 |
| 少年センター | 学校教育部教育センター |

に、「生涯学習部社

」

会教育課」を「教育振興部生涯学習振興課」に、

「

| | |
|---|---|
| 菅野公民館 | |
| 少年自然の家 | 生涯学習部青少年育成課 |

を

」

「

| | |
|---|---|
| 菅野公民館 | |
| 少年自然の家 | |

に、

」

「

| | |
|---|---|
| 中央図書館 | 生涯学習部 |

を

」

「

| | |
|---|---|
| 中央図書館 | 教育振興部図書館課 |

に、

」

「

| | |
|---|---|
| 考古博物館 | |

を

」

「

| | |
|---|---|
| 考古博物館 | 教育振興部文化財課 |

に改め、同条第５項

」

中「前項」を「前２項」に、「学校安全安心対策担当室」を「担当室、構想室」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　前各項に定めるもののほか、課の事務分掌のうち特に重要で、迅速に実現すべき事項の調査研究並びに計画の策定及びその実施方法の検討をさせ

るため、当該課に構想室を置くことができる。

第４条中「学校安全安心対策担当室」を「担当室及び同条第５項に規定する構想室」に改め、「、中央図書館及び考古博物館」を削る。

第５条第１項生涯学習部の表中「生涯学習部」を「教育振興部」に改め、同表教育総務課の項中第２号から第４号までを削り、第５号を第２号とし、第６号から第１５号までを３号ずつ繰り上げ、第１２号の次に次の２号を加える。

⒀　学校の予算に関すること。

⒁　学校の備品の管理に関すること。

第５条第１項生涯学習部の表教育総務課の項中第１６号及び第１７号を削り、同項第１８号中「生涯学習部」を「教育振興部」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１９号を同項第１６号とし、同項第２０号を同項第１７号とし、同項の次に次のように加える。

教育政策課

⑴　課の庶務に関すること。

⑵　教育振興基本計画に関すること。

⑶　委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。

⑷　教育行政に関する重要施策の調査研究、企画調整及び市長部局との連携に関すること。

⑸　学校施設整備計画の策定及び総合調整に関すること。

⑹　教育振興審議会に関すること。

⑺　幼児教育振興審議会に関すること。

第５条第１項生涯学習部の表青少年育成課の項及び社会教育課の項を次のように改める。

生涯学習振興課

⑴　課の庶務に関すること。

⑵　青少年健全育成事業の計画及び実施に関すること。

⑶　青少年団体に関すること。

⑷　少年自然の家に関すること。

⑸　自然体験活動に関すること。

⑹　社会教育の振興に関すること。

⑺　社会教育関係団体に関すること。

⑻　社会教育委員に関すること。

⑼　公民館に関すること。

⑽　公民館運営審議会に関すること。

⑾　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に基づく事業等の実施に関すること。

⑿　生涯学習施策の調整に関すること。

⒀　生涯学習推進の企画立案に関すること。

⒁　青少年相談員に関すること。

⒂　学校施設の開放に関すること。

文化財課

⑴　課の庶務に関すること。

⑵　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に基づく事業の実施に関すること。

⑶　博物館協議会に関すること。

⑷　博物館関係団体に関すること。

⑸　考古博物館に関すること。

⑹　歴史博物館に関すること。

⑺　自然博物館に関すること。

⑻　文化財保護に関すること。

⑼　文化財の管理に関すること。

⑽　文化財保護審議会に関すること。

第５条第１項生涯学習部の表に次のように加える。

図書館課

⑴　課の庶務に関すること。

⑵　図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に基づく事業の実施に関

すること。

⑶　中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館並びに市川駅南口図書館及び平田図書室に関すること。

⑷　生涯学習センターの施設等の管理に関すること。

第５条第１項学校教育部の表義務教育課の項中第１６号を第２３号とし、第１５号を第２２号とし、第１４号の次に次の７号を加える。

⒂　要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。

⒃　特別支援教育就学奨励費に関すること。

⒄　奨学資金に関すること。

⒅　奨学生選考委員会に関すること。

⒆　大畑忞教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

⒇　入学準備金の貸付けに関すること。

(21)　私立学校等に係る補助に関すること。

第５条第１項学校教育部の表学校環境調整課の項及び就学支援課の項を削り、同表保健体育課の項第６号中「学校体育」の次に「(学校体育の実施に必要な施設の整備計画を除く。)」を加え、同表学校地域連携推進課の項第７号中「学校施設の開放」を「放課後児童健全育成事業」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中央図書館の表を削り、同項行徳図書館、信篤図書館及び南行徳図書館の表中「行徳図書館」を「中央図書館、行徳図書館」に改め、同項考古博物館の表を削り、同項歴史博物館及び自然博物館の表中「歴史博物館」を「考古博物館、歴史博物館」に改め、同表に次のように加える。

⑵　博物館協議会に関すること。

⑶　博物館関係団体に関すること。

第５条第３項を同条第２項とする。

第６条第１項を削り、同条第２項中「担当室に」を「担当室及び同条第５項に規定する構想室に」に改め、同項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 構想室 | 構想室長 |

第６条第２項を同条第１項とし、同条第３項中「前２項」を「前項」に改

め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とする。

第７条第１項を削り、同条第２項を同条第１項とし、同条第３項中「及び担当室長」を「、担当室長及び構想室長」に改め、「、中央図書館長及び考古博物館長」を削り、同項を同条第２項とする。

（市川市奨学資金条例施行規則の一部改正）

第３条　市川市奨学資金条例施行規則（平成１２年教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「学校教育部就学支援課」を「学校教育部義務教育課」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和７年４月１日の前日において、次の表の左欄に掲げる課又は教育機関の組織に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって同表の右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

| | |
|---|---|
| 生涯学習部教育総務課 | 教育振興部教育総務課 |
| 生涯学習部教育施設課 | 教育振興部教育施設課 |
| 生涯学習部青少年育成課 | 教育振興部生涯学習振興課 |
| 生涯学習部考古博物館 | 教育振興部文化財課 |
| 生涯学習部中央図書館 | 教育振興部図書館課 |

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正について

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
|---|---|

**○　市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則【第１条の規定による改正】**

**現行**

（委任）

第３条　教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。

| 委任する事務 | 委任する職員 |
|---|---|
| （略） | |
| （略） | 総務部長、総務部次長及び人事課人材育成担当室の職員 |
| （略） | |
| （略） | こども部長、こども部次長並びに幼保施設計画課及び幼保施設管理課の職員 |

（補助執行）

第４条　教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。

| 補助執行させる事務 | 補助執行させる職員 |
|---|---|
| （略） | |
| （略） | こども部長、こども部次長並びに幼保施設計画課及び幼保施設管理課の職員 |

**改正後**

（委任）

第３条　教育委員会は、その権限に属する事務（次条の規定により補助執行をさせる事務並びに重要な事項、異例な事項、新規な事項及び疑義のある事項に係る事務を除く。）のうち次の表の左欄に掲げるものを、市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに委任する。

| 委任する事務 | 委任する職員 |
|---|---|
| （略） | |
| （略） | 総務部長、総務部次長及び人事課の職員 |
| （略） | |
| （略） | こども部長、こども部次長並びにこども施策課及び幼保施設管理課の職員 |

（補助執行）

第４条　教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。

| 補助執行させる事務 | 補助執行させる職員 |
|---|---|
| （略） | |
| （略） | こども部長、こども部次長並びにこども施策課及び幼保施設管理課の職員 |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
|---|---|

**○　市川市教育委員会事務局等組織規則【第２条の規定による改正】**

**現行**

（組織）

第３条　事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の右欄に定める課を置く。

| | |
|---|---|
| 生涯学習部 | 教育総務課 |
| | 教育施設課 |
| | 青少年育成課 |
| | 社会教育課 |
| 学校教育部 | 義務教育課 |
| | 学校環境調整課 |
| | 指導課 |
| | 就学支援課 |
| | 保健体育課 |
| | 学校地域連携推進課 |

２　前項に定めるもののほか、課の事務分掌のうち特に重要で、迅速に処理すべき事項を担務させるため、義務教育課に学校安全安心対策担当室を置く。

３　次の表の左欄に掲げる教育機関に当該教育機関と同一の名称の組織を置き、当該組織は、同欄に掲げる教育機関の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める事務局の部又は課に所属するものとする。

| | |
|---|---|
| 教育センター | 学校教育部 |
| 少年センター | |
| （略） | 生涯学習部社会教育課 |
| 菅野公民館 | |

**改正後**

（組織）

第３条　事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の右欄に定める課を置く。

| | |
|---|---|
| 教育振興部 | 教育総務課 |
| | 教育政策課 |
| | 教育施設課 |
| | 生涯学習振興課 |
| | 文化財課 |
| | 図書館課 |
| 学校教育部 | 義務教育課 |
| | 指導課 |
| | 保健体育課 |
| | 学校地域連携推進課 |

２　前項に定めるもののほか、課の事務分掌のうち特に重要で、迅速に処理すべき事項を担務させるため、当該課に担当室を置くことができる。

３　次の表の左欄に掲げる教育機関に当該教育機関と同一の名称の組織を置き、当該組織は、同欄に掲げる教育機関の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める事務局の部、課又は当該教育機関の組織に所属するものとする。

| | |
|---|---|
| 教育センター | 学校教育部 |
| 少年センター | 学校教育部教育センター |
| （略） | 教育振興部生涯学習振興課 |
| 菅野公民館 | |

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| 少年自然の家 ｜ 生涯学習部青少年育成課<br>中央図書館 ｜ 生涯学習部<br>（略）<br>考古博物館<br>（略） | 少年自然の家<br>中央図書館 ｜ 教育振興部図書館課<br>（略）<br>考古博物館 ｜ 教育振興部文化財課<br>（略） |
| ４　（略） | ４　（略） |
| ― | ５　前各項に定めるもののほか、課の事務分掌のうち特に重要で、迅速に実現すべき事項の調査研究並びに計画の策定及びその実施方法の検討をさせるため、当該課に構想室を置くことができる。 |
| ５　第２項又は前項の規定により学校安全安心対策担当室又は担当組織が置かれたときは、当該学校安全安心対策担当室又は担当組織は、関係機関との連携を密にし、所管する事務の処理に努めなければならない。 | ６　第２項又は前２項の規定により担当室、構想室又は担当組織が置かれたときは、当該担当室、構想室又は担当組織は、関係機関との連携を密にし、所管する事務の処理に努めなければならない。 |
| （プロジェクト・チームの設置）<br>第４条　前条に定めるもののほか、２以上の課等（同条第１項に規定する課、同条第２項に規定する学校安全安心対策担当室並びに同条第３項に規定する教育センター、中央図書館及び考古博物館をいう。）の事務分掌に係る特定の重要課題で、迅速に処理すべき事項の調査研究並びに計画の策定及びその実施方法の検討を行わせるため必要があるときは、臨時的な組織としてプロジェクト・チームを置くことができる。 | （プロジェクト・チームの設置）<br>第４条　前条に定めるもののほか、２以上の課等（同条第１項に規定する課、同条第２項に規定する担当室及び同条第５項に規定する構想室並びに同条第３項に規定する教育センター　をいう。）の事務分掌に係る特定の重要課題で、迅速に処理すべき事項の調査研究並びに計画の策定及びその実施方法の検討を行わせるため必要があるときは、臨時的な組織としてプロジェクト・チームを置くことができる。 |
| （事務分掌）<br>第５条　第３条第１項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。<br>生涯学習部<br>教育総務課<br>⑴　（略） | （事務分掌）<br>第５条　第３条第１項に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。<br>教育振興部<br>教育総務課<br>⑴　（略） |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ⑵　教育振興基本計画に関すること。<br>⑶　委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。<br>⑷　教育行政の総合的な連絡調整に関すること。<br>⑸～⒂　（略）<br>―<br>―<br>⒃　教育振興審議会に関すること。<br>⒄　幼児教育振興審議会に関すること。<br>⒅　生涯学習部の所管に係る事務事業の連絡調整に関すること。<br>⒆・⒇　（略）<br>― | ―<br>―<br>―<br>⑵～⑿　（略）<br>⒀　学校の予算に関すること。<br>⒁　学校の備品の管理に関すること。<br>―<br>―<br>⒂　教育振興部の所管に係る事務事業の連絡調整に関すること。<br>⒃・⒄　（略）<br>教育政策課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　教育振興基本計画に関すること。<br>⑶　委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。<br>⑷　教育行政に関する重要施策の調査研究、企画調整及び市長部局との連携に関すること。<br>⑸　学校施設整備計画の策定及び総合調整に関すること。<br>⑹　教育振興審議会に関すること。<br>⑺　幼児教育振興審議会に関すること。 |
| 教育施設課　（略）<br>青少年育成課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　青少年健全育成事業の計画及び実施に関すること。<br>⑶　青少年団体に関すること。<br>⑷　放課後児童健全育成事業に関すること。<br>⑸　少年自然の家に関すること。 | 教育施設課　（略）<br>生涯学習振興課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　青少年健全育成事業の計画及び実施に関すること。<br>⑶　青少年団体に関すること。<br>⑷　少年自然の家に関すること。<br>⑸　自然体験活動に関すること。 |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ⑹　自然体験活動に関すること。 | ⑹　社会教育の振興に関すること。<br>⑺　社会教育関係団体に関すること。<br>⑻　社会教育委員に関すること。<br>⑼　公民館に関すること。<br>⑽　公民館運営審議会に関すること。<br>⑾　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に基づく事業等の実施に関すること。<br>⑿　生涯学習施策の調整に関すること。<br>⒀　生涯学習推進の企画立案に関すること。<br>⒁　青少年相談員に関すること。<br>⒂　学校施設の開放に関すること。 |
| 社会教育課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　社会教育の振興に関すること。<br>⑶　社会教育関係団体に関すること。<br>⑷　社会教育委員に関すること。<br>⑸　公民館に関すること。<br>⑹　公民館運営審議会に関すること。<br>⑺　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に基づく事業等の実施に関すること。<br>⑻　生涯学習施策の調整に関すること。<br>⑼　生涯学習推進の企画立案に関すること。 | 文化財課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に基づく事業の実施に関すること。<br>⑶　博物館協議会に関すること。<br>⑷　博物館関係団体に関すること。<br>⑸　考古博物館に関すること。<br>⑹　歴史博物館に関すること。<br>⑺　自然博物館に関すること。<br>⑻　文化財保護に関すること。<br>⑼　文化財の管理に関すること。<br>⑽　文化財保護審議会に関すること。 |
| — | 図書館課<br>⑴　課の庶務に関すること。<br>⑵　図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に基づく事業の実施に関すること。<br>⑶　中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館並びに市川駅南口図書館及び平田図書室に関すること。 |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| | ⑷　生涯学習センターの施設等の管理に関すること。 |
| 学校教育部 | 学校教育部 |
| 義務教育課 | 義務教育課 |
| ⑴～⒁　（略） | ⑴～⒁　（略） |
| ― | ⒂　要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。 |
| ― | ⒃　特別支援教育就学奨励費に関すること。 |
| ― | ⒄　奨学資金に関すること。 |
| ― | ⒅　奨学生選考委員会に関すること。 |
| ― | ⒆　大畑恣教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。 |
| ― | ⒇　入学準備金の貸付けに関すること。 |
| ― | ㉑　私立学校等に係る補助に関すること。 |
| ― | ㉒・㉓　（略） |
| ― | ― |
| ⒂・⒃　（略） | |
| 学校環境調整課 | |
| ⑴　課の庶務に関すること。 | |
| ⑵　学校教育行政に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。 | |
| ⑶　学校施設整備計画の策定及び総合調整に関すること。 | |
| 指導課　（略） | 指導課　（略） |
| 就学支援課 | ― |
| ⑴　課の庶務に関すること。 | |
| ⑵　学校の予算に関すること。 | |
| ⑶　学校の備品の管理に関すること。 | |
| ⑷　要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。 | |
| ⑸　特別支援教育就学奨励費に関すること。 | |
| ⑹　奨学資金に関すること。 | |
| ⑺　奨学生選考委員会に関すること。 | |
| ⑻　大畑恣教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。 | |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ⑼　入学準備金の貸付けに関すること。<br>⑽　私立学校等に係る補助に関すること。<br>保健体育課<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　学校体育に関すること。<br>⑺・⑻　（略）<br>学校地域連携推進課<br>⑴～⑹　（略）<br>⑺　学校施設の開放に関すること。<br>２　第３条第２項に規定する学校安全安心対策担当室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。<br>⑴　担当室の庶務に関すること。<br>⑵　学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。<br>⑶　学校の防災及び情報管理に関すること。<br>⑷　学校の安全施策に関すること。<br>⑸　いじめ問題対策連絡協議会に関すること。<br>⑹　いじめ防止対策委員会に関すること。<br>⑺　学校長・園長会に関すること。<br>３　第３条第３項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。<br>少年自然の家・鬼高公民館、信篤公民館、東部公民館、柏井公民館、大野公民館、若宮公民館、市川公民館、西部公民館、市川駅南公民館、曽谷公民館、行徳公民館、本行徳公民館、幸公民館、南行徳公民館及び菅野公民館　（略）<br>中央図書館<br>⑴　館の庶務に関すること。<br>⑵　図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に基づく事業の実施に関すること。 | 保健体育課<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　学校体育（学校体育の実施に必要な施設の整備計画を除く。）に関すること。<br>⑺・⑻　（略）<br>学校地域連携推進課<br>⑴～⑹　（略）<br>⑺　放課後児童健全育成事業に関すること。<br>２　第３条第３項に規定する教育機関の組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。<br>少年自然の家・鬼高公民館、信篤公民館、東部公民館、柏井公民館、大野公民館、若宮公民館、市川公民館、西部公民館、市川駅南公民館、曽谷公民館、行徳公民館、本行徳公民館、幸公民館、南行徳公民館及び菅野公民館　（略） |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ⑶　行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館並びに市川駅南口図書館及び平田図書室に関すること。<br>⑷　生涯学習センターの施設等の管理に関すること。<br>行徳図書館、信篤図書館及び南行徳図書館　（略）<br>考古博物館<br>⑴　館の庶務に関すること。<br>⑵　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に基づく事業の実施に関すること。<br>⑶　博物館協議会に関すること。<br>⑷　博物館関係団体に関すること。<br>⑸　歴史博物館に関すること。<br>⑹　自然博物館に関すること。<br>⑺　文化財保護に関すること。<br>⑻　文化財の管理に関すること。<br>⑼　文化財保護審議会に関すること。<br>歴史博物館及び自然博物館<br>⑴　（略）<br>―<br>―<br>教育センター・少年センター　（略）<br>（職の設置）<br>第６条　事務局に、教育次長を置く。<br>２　次の表の左欄に掲げる第３条第１項に規定する部及び課並びに同条第２項に規定する担当室に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。<br>（略）<br>―<br>３　前２項に定めるもののほか、必要があるときは、事務局に、理事、次長、参事、副参事、主幹、副主幹、主査及び主任を置くこ | 中央図書館、行徳図書館、信篤図書館及び南行徳図書館　（略）<br>―<br>考古博物館、歴史博物館及び自然博物館<br>⑴　（略）<br>⑵　博物館協議会に関すること。<br>⑶　博物館関係団体に関すること。<br>教育センター・少年センター　（略）<br>（職の設置）<br>第６条　―<br>―　次の表の左欄に掲げる第３条第１項に規定する部及び課並びに同条第２項に規定する担当室及び同条第５項に規定する構想室に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。<br>（略）<br>構想室　｜　構想室長<br>２　前項に定めるもののほか、必要があるときは、事務局に、理事、次長、参事、副参事、主幹、副主幹、主査及び主任を置くことが |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| とができる。<br>４・５　（略）<br>（担任事務）<br>第７条　教育次長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け政策及び企画の立案に係る事務をつかさどり、事務局及び第３条第３項に規定する教育機関の職員の担任する事務を監督する。<br>２　（略）<br>３　課長及び担当室長並びに教育センター所長、中央図書館長及び考古博物館長は、職員の担任事務を定めなければならない。 | できる。<br>３・４　（略）<br>（担任事務）<br>第７条　＿<br>＿　（略）<br>２　課長、担当室長及び構想室長並びに教育センター所長＿は、職員の担任事務を定めなければならない。 |
| **○　市川市奨学資金条例施行規則【第３条の規定による改正】** | |
| （選考委員会の事務）<br>第１３条　選考委員会の事務は、学校教育部就学支援課において処理する。 | （選考委員会の事務）<br>第１３条　選考委員会の事務は、学校教育部義務教育課において処理する。 |

報告第４号

市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和７年３月３１日に別紙のとおり、市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年４月１０日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

市川市教育委員会訓令第２号

市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部を改正する規程

（市川市教育委員会プロジェクト･チームの設置等に関する規程の一部改正）

第１条　市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程（平成１６年教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「生涯学習部長」を「教育振興部長」に改め、同条第２項中「教育次長又は」を削り、「生涯学習部長」を「教育振興部長」に改める。

第４条第２号、第５条第２項及び第９条中「教育次長又は」を削る。

第１０条第１項中「教育次長又は」を削り、同条第２項中「教育次長又は」を削り、「生涯学習部長」を「教育振興部長」に改め、同条第３項中「教育次長又は」を削る。

（市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第２条　市川市教育委員会事務決裁規程（昭和６２年教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「教育次長」を「部長」に改め、同条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１０号までを１号ずつ繰り上げ、同条第１１号中「、中央図書館長及び考古博物館長」を削り、同号を同条第１０号とし、同条第１１号の２を同条第１０号の２とし、同号の次に次の１号を加える。

⑽の３　構想室長　組織規則第６条第２項に規定する構想室長をいう。

第２条中第１２号を第１１号とし、第１３号を第１２号とし、第１４号を第１３号とし、同条第１５号中「少年自然の家所長」の次に「、中央図書館長」を、「少年センター所長」の次に「、考古博物館長」を加え、同号を同条第１４号とし、同条中第１６号を第１５号とし、第１７号から第２２号までを１号ずつ繰り上げる。

第４条第１項の表教育長の項中「教育次長、」を削り、「及び担当室長」を「、担当室長及び構想室長」に改め、「、担当室長」の次に「、構想室長」を加え、同表教育次長の項を削り、同表部長の項中「及び担当室長」を「、担

当室長及び構想室長」に改め、「、担当室長」の次に「、構想室長」を加え、同表課長の項中「限る。)」の次に「及び構想室長（起案者が構想室長よりも下位の職位である場合に限る。)」を加え、「担当室長、」を「担当室長、構想室長、」に改め、同表担当室長の項中「担当室長」の次に「及び構想室長」を加え、同条第２項中「又は担当室長」を「、担当室長又は構想室長」に改め、同条第４項中「、担当室長」を「担当室長、構想室が置かれている場合にあっては構想室長」に改める。

第５条及び第６条（見出しを含む。）中「教育次長」を「部長」に改める。

第１１第１項第１号中「教育次長」を「その事項を所管する部長」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同項第５号中「担当室長」の次に「又は構想室長」を加え、同号を同項第４号とする。

第１２条の表教育次長の項を削り、同表課長の項中「担当室長」の次に「、構想室長」を加え、同表担当室長の項中「担当室長」の次に「及び構想室長」を加える。

第１４条第２項第１号中「又は教育次長専決事項」を削り、同項第４号中「担当室長専決事項」の次に「又は構想室長専決事項」を加える。

別表第１及び別表第２を別紙のように改める。

（市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正）

第３条　市川市教育委員会教育功労者表彰規程（平成１４年教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第２号を削り、同項第３号を同項第２号とし、同項第４号を同項第３号とし、同条第４項中「生涯学習部教育総務課」を「教育振興部教育総務課」に改める。

（市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正）

第４条　市川市教育委員会教育長顕彰規程（平成５年教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２号中「生涯学習部教育総務課長」を「教育振興部教育総務課長」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正について

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| **○　市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程【第１条の規定による改正】** | |
| （設置）<br>第３条　専任プロジェクト・チームは、プロジェクト・チームを設置しようとする部長（室長を含む。以下同じ。）が、次に掲げる事項を定め、生涯学習部長並びに総務部長及び企画部長との協議を経て設置することができる。<br>⑴～⑺　（略）<br>２　兼務プロジェクト・チームは、教育次長又はプロジェクト・チームを設置しようとする部長が、前項各号に掲げる事項を定め、生涯学習部長、総務部長及び企画部長並びに当該プロジェクト・チームの構成員となる職員が所属する部（室を含む。以下同じ。）の部長との協議を経て設置することができる。<br>（構成員）<br>第４条　プロジェクト・チームは、次の各号に掲げるプロジェクト・チームの区分に応じ、当該各号に定める職員により構成するものとする。<br>⑴　（略）<br>⑵　兼務プロジェクト・チーム　当該プロジェクト・チームの所掌事項について必要な知識、経験等を有する職員のうちから、当該職員の所属する部の部長の承認を得て、教育次長又はプロジェクト・チームを設置する部の長が指名したもの<br>（チームリーダー等）<br>第５条　（略）<br>２　チームリーダーは、構成員のうちから教育次長又はプロジェクト・チームを設置する部の長が指名し、サブリーダーは、構成員のうちからチームリーダーが指名する。<br>３・４　（略） | （設置）<br>第３条　専任プロジェクト・チームは、プロジェクト・チームを設置しようとする部長（室長を含む。以下同じ。）が、次に掲げる事項を定め、教育振興部長並びに総務部長及び企画部長との協議を経て設置することができる。<br>⑴～⑺　（略）<br>２　兼務プロジェクト・チームは、＿プロジェクト・チームを設置しようとする部長が、前項各号に掲げる事項を定め、教育振興部長、総務部長及び企画部長並びに当該プロジェクト・チームの構成員となる職員が所属する部（室を含む。以下同じ。）の部長との協議を経て設置することができる。<br>（構成員）<br>第４条　プロジェクト・チームは、次の各号に掲げるプロジェクト・チームの区分に応じ、当該各号に定める職員により構成するものとする。<br>⑴　（略）<br>⑵　兼務プロジェクト・チーム　当該プロジェクト・チームの所掌事項について必要な知識、経験等を有する職員のうちから、当該職員の所属する部の部長の承認を得て、＿プロジェクト・チームを設置する部の長が指名したもの<br>（チームリーダー等）<br>第５条　（略）<br>２　チームリーダーは、構成員のうちから＿プロジェクト・チームを設置する部の長が指名し、サブリーダーは、構成員のうちからチームリーダーが指名する。<br>３・４　（略） |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| （報告）<br>第９条　チームリーダーは、プロジェクト・チームにおける検討の進行状況について定例的に教育次長又はプロジェクト・チームを設置する部の長に報告するものとする。<br>（解散）<br>第１０条　教育次長又はプロジェクト・チームを設置した部の長は、所期の設置目的が達成されたと認めるとき、設置期間内に設置目的を達成することが困難であると認めるとき、又は設置の必要がなくなったと認めるときは、プロジェクト・チームを解散するものとする。<br>２　教育次長又はプロジェクト・チームを設置した部の長は、前項の規定によりプロジェクト・チームを解散したときは、速やかに、生涯学習部長及び企画部長に報告するものとする。<br>３　チームリーダーは、第１項の規定によりプロジェクト・チームが解散されたときは、教育次長又はプロジェクト・チームを設置する部の長の承認を得て、当該プロジェクト・チームの所掌事項を関係する課等の長に引き継ぐものとする。 | （報告）<br>第９条　チームリーダーは、プロジェクト・チームにおける検討の進行状況について定例的に＿プロジェクト・チームを設置する部の長に報告するものとする。<br>（解散）<br>第１０条　＿プロジェクト・チームを設置した部の長は、所期の設置目的が達成されたと認めるとき、設置期間内に設置目的を達成することが困難であると認めるとき、又は設置の必要がなくなったと認めるときは、プロジェクト・チームを解散するものとする。<br>２　＿プロジェクト・チームを設置した部の長は、前項の規定によりプロジェクト・チームを解散したときは、速やかに、教育振興部長及び企画部長に報告するものとする。<br>３　チームリーダーは、第１項の規定によりプロジェクト・チームが解散されたときは、＿プロジェクト・チームを設置する部の長の承認を得て、当該プロジェクト・チームの所掌事項を関係する課等の長に引き継ぐものとする。 |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ○　市川市教育委員会事務決裁規程【第２条の規定による改正】 | |
| （定義）<br>第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>⑴　（略）<br>⑵　専決　教育次長以下の職員がこの規程に定める範囲に属する事務について常時教育長に代わって決裁することをいう。<br>⑶～⑸　（略）<br>⑹　教育次長　市川市教育委員会事務局等組織規則（昭和５３年教育委員会規則第１号。以下「組織規則」という。）第６条第１項に規定する教育次長をいう。<br>⑺～⑽　（略）<br>⑾　課長　組織規則第６条第２項に規定する課長並びに同条第４項に規定する教育センター所長、中央図書館長及び考古博物館長をいう。<br>⑾の２　（略）<br>⑿～⒁　（略）<br>⒂　館長　組織規則第６条第４項に規定する鬼高公民館長、信篤公民館長、東部公民館長、柏井公民館長、大野公民館長、若宮公民館長、市川公民館長、西部公民館長、市川駅南公民館長、曽谷公民館長、行徳公民館長、本行徳公民館長、幸公民館長、南行徳公民館長、菅野公民館長、少年自然の家所長、行徳図書館長、信篤図書館長、南行徳図書館長、少年センター所長、歴史博物館長及び自然博物館長をいう。 | （定義）<br>第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>⑴　（略）<br>⑵　専決　部長以下の職員がこの規程に定める範囲に属する事務について常時教育長に代わって決裁することをいう。<br>⑶～⑸　（略）<br>⑹～⑼　（略）<br>⑽　課長　組織規則第６条第２項に規定する課長並びに同条第４項に規定する教育センター所長をいう。<br>⑽の２　（略）<br>⑽の３　構想室長　組織規則第６条第２項に規定する構想室長をいう。<br>⑾～⒀　（略）<br>⒁　館長　組織規則第６条第４項に規定する鬼高公民館長、信篤公民館長、東部公民館長、柏井公民館長、大野公民館長、若宮公民館長、市川公民館長、西部公民館長、市川駅南公民館長、曽谷公民館長、行徳公民館長、本行徳公民館長、幸公民館長、南行徳公民館長、菅野公民館長、少年自然の家所長、中央図書館長、行徳図書館長、信篤図書館長、南行徳図書館長、少年センター所長、考古博物館長、歴史博物館長及び自然博物館長をいう。 |

## 現　　行

⑯～㉒　（略）

（決裁過程）

第４条　決裁を受けようとする事項については、次の表の左欄に掲げる決裁者の区分に応じ、同表の右欄に定める起案者のうち当該事項に係る事務を担当するものが起案を行い、同表の中欄に定める審査者が順次審査を行った後、当該決裁者が決裁するものとする。

| 決裁者 | 審査者 | 起案者 |
|---|---|---|
| 教育長 | 教育次長、部長、次長、課長及び担当室長のうち、起案者よりも上位の職位にある者 | 教育次長、部長、次長、課長、担当室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |
| 教育次長 | 部長、次長、課長及び担当室長のうち、起案者よりも上位の職位にある者 | 部長、次長、課長、担当室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |
| 部長 | 次長、課長及び担当室長のうち、起案者よりも上位の職位にある者 | 次長、課長、担当室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |

## 改　　正　　後

⑮～㉑　（略）

（決裁過程）

第４条　決裁を受けようとする事項については、次の表の左欄に掲げる決裁者の区分に応じ、同表の右欄に定める起案者のうち当該事項に係る事務を担当するものが起案を行い、同表の中欄に定める審査者が順次審査を行った後、当該決裁者が決裁するものとする。

| 決裁者 | 審査者 | 起案者 |
|---|---|---|
| 教育長 | 部長、次長、課長、担当室長及び構想室長のうち、起案者よりも上位の職位にある者 | 部長、次長、課長、担当室長、構想室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |
| | | |
| 部長 | 次長、課長、担当室長及び構想室長のうち、起案者よりも上位の職位にある者 | 次長、課長、担当室長、構想室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| 課長 ／ 担当室長（起案者が担当室長よりも下位の職位である場合に限る。）／ 担当室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 | 課長 ／ 担当室長（起案者が担当室長よりも下位の職位である場合に限る。）及び構想室長（起案者が構想室長よりも下位の職位である場合に限る。）／ 担当室長、構想室長、主幹、副主幹、館長、主査、主任、主任主事、主任技師、主事及び技師 |
| 担当室長 ／ ／ （略） | 担当室長及び構想室長 ／ ／ （略） |
| ２　前項に定めるもののほか、課長又は担当室長が決裁者である事項のうち、その性質が軽易であり、同一態様で反復継続することが予想されるものについては、課長が必要と認めるときは、上司の指揮監督の下に臨時職員又は会計年度任用職員のうち課長が指定する者に起案を行わせることができる。この場合における決裁過程は、課長があらかじめ部長と協議して定めるものとする。 | ２　前項に定めるもののほか、課長、担当室長又は構想室長が決裁者である事項のうち、その性質が軽易であり、同一態様で反復継続することが予想されるものについては、課長が必要と認めるときは、上司の指揮監督の下に臨時職員又は会計年度任用職員のうち課長が指定する者に起案を行わせることができる。この場合における決裁過程は、課長があらかじめ部長と協議して定めるものとする。 |
| ３　（略） | ３　（略） |
| ４　第１項の規定にかかわらず、課長（担当室が置かれている場合にあっては、担当室長）が必要と認めるときは、その事務を担当する副参事、主幹、副主幹又は館長に審査を行わせることできる。 | ４　第１項の規定にかかわらず、課長（担当室が置かれている場合にあっては担当室長、構想室が置かれている場合にあっては構想室長）が必要と認めるときは、その事務を担当する副参事、主幹、副主幹又は館長に審査を行わせることできる。 |
| （教育長の決裁事項及び共通専決事項）<br>第５条　教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の共通専決事項は、おおむね別表第１のとおりとする。 | （教育長の決裁事項及び共通専決事項）<br>第５条　教育長の決裁事項及び部長以下の職員の共通専決事項は、おおむね別表第１のとおりとする。 |
| （教育次長以下の職員の個別専決事項）<br>第６条　教育次長以下の職員の個別専決事項は、おおむね別表第２のとおりとする。 | （部長以下の職員の個別専決事項）<br>第６条　部長以下の職員の個別専決事項は、おおむね別表第２のとおりとする。 |

| 現　　行 | 改　正　後 |
|---|---|
| （代決）<br>第１１条　決裁者が不在の場合において、緊急やむを得ないときは、次に定めるところにより代決することができる。<br>⑴　教育長の決裁を受けるべき事項については、教育次長がその事務を代決する。<br>⑵　教育次長の専決を受けるべき事項については、その事項を所管する部長がその事務を代決する。<br>⑶・⑷　（略）<br>⑸　担当室長__の専決を受けるべき事項については、その事務を担当する主幹又は副主幹がその事務を代決する。<br>２　（略） | （代決）<br>第１１条　決裁者が不在の場合において、緊急やむを得ないときは、次に定めるところにより代決することができる。<br>⑴　教育長の決裁を受けるべき事項については、その事項を所管する部長がその事務を代決する。<br>__<br>⑵・⑶　（略）<br>⑷　担当室長又は構想室長の専決を受けるべき事項については、その事務を担当する主幹又は副主幹がその事務を代決する。<br>２　（略） |
| （代理審査）<br>第１２条　審査者が不在の場合において、第４条の規定により次の表の左欄に掲げる職位の審査の対象とされた事項について緊急やむを得ないときは、同表の右欄に掲げる職位が審査を代理することができる。この場合において、前条第２項の規定を準用する。 | （代理審査）<br>第１２条　審査者が不在の場合において、第４条の規定により次の表の左欄に掲げる職位の審査の対象とされた事項について緊急やむを得ないときは、同表の右欄に掲げる職位が審査を代理することができる。この場合において、前条第２項の規定を準用する。 |

| 審査者 | 代理審査者 |
|---|---|
| 教育次長 | 部長 |
| （略） | |
| 課長 | その事務を担当する担当室長__、副参事、主幹、副主幹又は館長 |
| 担当室長__ | （略） |

| 審査者 | 代理審査者 |
|---|---|
| __ | |
| （略） | |
| 課長 | その事務を担当する担当室長、構想室長、副参事、主幹、副主幹又は館長 |
| 担当室長及び構想室長 | （略） |

| | |
|---|---|
| （合議）<br>第１４条　（略）<br>２　前項各号のいずれかに該当する事項については、次に掲げる手 | （合議）<br>第１４条　（略）<br>２　前項各号のいずれかに該当する事項については、次に掲げる手 |

| 現　　行 | 改　正　後 |
| --- | --- |
| 続きにより合議を行うものとする。<br>⑴　教育長決裁事項又は教育次長専決事項に属するものは、その事項を所管する部長の審査の後、関係部長に合議する。<br>⑵・⑶　（略）<br>⑷　担当室長専決事項に属するものは、決裁者が決裁する前に関係課長に合議する。この場合において、決裁者は、決裁をした後に上司である課長に報告するものとする。<br><br>３　（略）<br><br>別表第１・別表第２　（略） | 続きにより合議を行うものとする。<br>⑴　教育長決裁事項に属するものは、その事項を所管する部長の審査の後、関係部長に合議する。<br>⑵・⑶　（略）<br>⑷　担当室長専決事項又は構想室長専決事項に属するものは、決裁者が決裁する前に関係課長に合議する。この場合において、決裁者は、決裁をした後に上司である課長に報告するものとする。<br>３　（略）<br><br>別表第１・別表第２　（略） |
| **○　市川市教育委員会教育功労者表彰規程【第３条の規定による改正】** | |
| （表彰候補者選考委員会）<br>第６条　（略）<br>２　選考委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が招集し、会議を主宰する。<br>⑴　（略）<br>⑵　事務決裁規程第２条第６号に規定する教育次長<br>⑶・⑷　（略）<br>３　（略）<br>４　選考委員会の事務は、生涯学習部教育総務課において所掌する。 | （表彰候補者選考委員会）<br>第６条　（略）<br>２　選考委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が招集し、会議を主宰する。<br>⑴　（略）<br><br>⑵・⑶　（略）<br>３　（略）<br>４　選考委員会の事務は、教育振興部教育総務課において所掌する。 |
| **○　市川市教育委員会教育長顕彰規程【第４条の規定による改正】** | |
| （顕彰候補者の推薦）<br>第６条　次の各号に掲げる者は、顕彰することが適当と認められる | （顕彰候補者の推薦）<br>第６条　次の各号に掲げる者は、顕彰することが適当と認められる |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| ものがあるときは、その功績の内容を記載した書類を作成した上で、当該各号に定める方法により顕彰候補者の推薦をすることができる。<br>⑴　（略）<br>⑵　市川市事務決裁規程（昭和６２年訓令第４号）第２条第１１号に規定する課長、消防局及び議会事務局の課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長並びに農業委員会事務局次長　生涯学習部教育総務課長を経由して教育長に当該書類を提出する方法 | ものがあるときは、その功績の内容を記載した書類を作成した上で、当該各号に定める方法により顕彰候補者の推薦をすることができる。<br>⑴　（略）<br>⑵　市川市事務決裁規程（昭和６２年訓令第４号）第２条第１１号に規定する課長、消防局及び議会事務局の課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長並びに農業委員会事務局次長　教育振興部教育総務課長を経由して教育長に当該書類を提出する方法 |

報告第５号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長
及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和７年３月２８日に別紙のとおり、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年４月１０日提出

市川市教育委員会
教育長　高 木　秀 人

# 令和6年度末及び令和7年度　校 長･教 頭 異 動 名 簿

【校長異動】

**1　退職**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 退職 | 奥田淳 | 中山小学校 2 |
| 2 | 退職 | 黒岩大二 | 鬼高小学校 3 |
| 3 | 退職 | 塩谷真由美 | 塩浜学園 2 |
| 1 | 県教委(葛南教育事務所)主席指導主事 | 野﨑真理子 | 高谷中学校 2 |
| 2 | 千葉県立佐倉高等学校 | 神﨑勝弘 | 妙典中学校 2 |
| 3 | 市教委(義務教育課)課長 | 森角有和 | 新浜小学校 2 |
| 4 | 市教委(指導課)課長 | 吉野貴子 | 新井小学校 2 |
| 5 | 市教委(教育センター)所長 | 寺田啓子 | 福栄小学校 2 |
| 6 | 市教委(教育政策課)課長 | 近藤政人 | 宮田小学校 3 |

**2　退職(定年前再任用短時間)**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 八幡小学校 | 黒田洋子 | 大和田小学校 2 |
| 2 | 第六中学校 | 牧雅英 | 大洲中学校 2 |

**3　役職定年(主幹教諭･教諭)**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 行徳小学校 | 海老原澄子 | 冨貴島小学校 2 |
| 2 | 第五中学校 | 鈴木康治 | 第一中学校 2 |
| 3 | 南行徳中学校 | 杉山哲 | 第二中学校 3 |
| 4 | 第四中学校 | 大野孝一 | 第三中学校 2 |

**4　特例任用(校長)**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 信篤小学校 | 福地かがり | 真間小学校 3 |

**5　転補**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 中山小学校 | 宮﨑裕二 | 行徳小学校 2 |
| 2 | 冨貴島小学校 | 木村裕児 | 中国分小学校 2 |
| 3 | 国府台小学校 | 川名弘則 | 二俣小学校 3 |
| 4 | 鬼高小学校 | 佐々木英充 | 信篤小学校 3 |
| 5 | 行徳小学校 | 白石恵介 | 鶴指小学校 2 |
| 6 | 福栄小学校 | 菊池和彦 | 柏井小学校 2 |
| 7 | 新井小学校 | 清水晴子 | 船橋市立芝山東小学校 2 |
| 8 | 第一中学校 | 猪又雅広 | 福栄中学校 2 |
| 9 | 第三中学校 | 小西昭仁 | 国府台小学校 2 |

**6　再任**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在勤務先･職名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 第二中学校 | 藤井義康 | 市教委(学校教育部) 部長 |
| 2 | 真間小学校 | 関原一久 | 市教委(指導課) 課長 |
| 3 | 鶴指小学校 | 清水秀峰 | 市教委(保健体育課) 課長 |
| 4 | 新浜小学校 | 横田礼名 | 市教委(教育センター) 所長 |
| 5 | 妙典中学校 | 大熊和男 | 市教委(義務教育課　学校安全安心対策担当室) 室長 |

**7　新任**

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在勤務先･職名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 宮田小学校 | 北山勇 | 妙典小学校 教頭 |
| 2 | 平田小学校 | 中屋陽一 | 北方小学校 教頭 |
| 3 | 中国分小学校 | 竹木伸 | 妙典中学校 教頭 |
| 4 | 二俣小学校 | 中俣智文 | 市教委(保健体育課) 主幹 |
| 5 | 大和田小学校 | 久芳小真紀 | 市教委(教育センター) 主幹 |
| 6 | 高谷中学校 | 野宮恵 | 第一中学校 教頭 |
| 7 | 福栄中学校 | 河野亙良 | 第七中学校 教頭 |
| 8 | 大洲中学校 | 本澤孝博 | 県教委(企画管理部教育総務課) 主幹 |
| 9 | 塩浜学園 | 須原由理子 | 市教委(指導課) 主幹 |
| 10 | 船橋市立七林小学校 | 石原朝子 | 市川小学校 教頭 |

【教頭異動】

1　退職

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 市教委(保健体育課)主幹 | 大根田芳光 | 曽谷小学校　2 |
| 2 | 市教委(指導課)主幹 | 池田綾乃 | 幸小学校　2 |
| 3 | 市教委(教育センター)主幹 | 安井真紀 | 南新浜小学校　2 |

2　役職定年(教諭)

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|

3　特例任用(教頭)

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|

4　転補

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在校(勤務年数) |
|---|---|---|---|
| 1 | 市川小学校 | 池田伸一 | 菅野小学校　3 |
| 2 | 八幡小学校 | 佐藤衛 | 大柏小学校　2 |
| 3 | 若宮小学校 | 村上香織 | 大洲小学校　3 |
| 4 | 菅野小学校 | 髙山大樹 | 大野小学校　2 |
| 5 | 南行徳小学校 | 小柳豊一 | 富美浜小学校　2 |
| 6 | 曽谷小学校 | 畑野和也 | 浦安市立東野小学校　3 |
| 7 | 大町小学校 | 松丸和義 | 南行徳小学校　2 |
| 8 | 富美浜小学校 | 石原孝俊 | 稲越小学校　2 |
| 9 | 柏井小学校 | 青木利雄 | 八幡小学校　3 |
| 10 | 大野小学校 | 大﨑誠 | 若宮小学校　2 |
| 11 | 稲越小学校 | 三田村明洋 | 稲荷木小学校　2 |
| 12 | 第一中学校 | 原健 | 下貝塚中学校　2 |
| 13 | 第四中学校 | 大石武弘 | 第五中学校　3 |
| 14 | 第六中学校 | 小柳朋寛 | 第四中学校　2 |
| 15 | 第七中学校 | 宇佐美拓郎 | 第八中学校　3 |
| 16 | 下貝塚中学校 | 森下恭英 | 県立流山おおたかの森高校　2 |
| 17 | 東国分中学校 | 曽根浩一 | 南行徳中学校　2 |
| 18 | 妙典中学校 | 齋藤元亮 | 東国分中学校　3 |
| 19 | 須和田の丘支援学校 | 小山田祐介 | 須和田の丘支援学校稲越校舎　1 |

5　新任

| No. | 転出先 | 氏名 | 現在勤務先・職名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 国分小学校 | 池上亮 | 市教委(保健体育課)副主幹 |
| 2 | 大柏小学校 | 窪田崇之 | 百合台小学校　教諭 |
| 3 | 行徳小学校 | 深瀬里美 | 八幡小学校　教諭 |
| 4 | 稲荷木小学校 | 倉田三資 | 南行徳小学校　教諭 |
| 5 | 北方小学校 | 上地貴之 | 宮田小学校　教諭 |
| 6 | 富美浜小学校 | 大野聡美 | 妙典小学校　教諭 |
| 7 | 大洲小学校 | 中西勇介 | 市教委(学校地域連携推進課)副主幹 |
| 8 | 幸小学校 | 石井寛子 | 冨貴島小学校　教諭 |
| 9 | 南新浜小学校 | 横尾昌子 | 市教委(指導課)副主幹 |
| 10 | 妙典小学校 | 福馬伸隆 | 市教委(義務教育課)副主幹 |
| 11 | 第五中学校 | 鴇田拓也 | 県教委(葛南教育事務所指導室)指導主事 |
| 12 | 第八中学校 | 松山真奈美 | 福栄中学校　教諭 |
| 13 | 南行徳中学校 | 成田陽平 | 市教委(指導課)副主幹 |
| 14 | 須和田の丘支援学校稲越校舎 | 野井泰子 | 市教委(義務教育課)副主幹 |